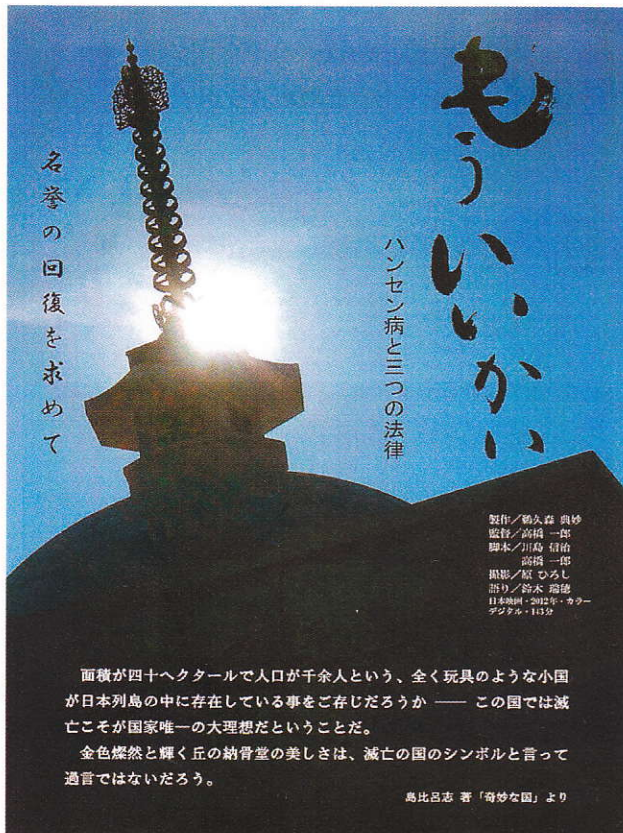


プライマリヘルスケア研究所 (PHCI)

映画上映会

もういいかい

ハンセン病と三つの法律



明治以降、国はハンセン病患者を療養所に強制隔離し、たとえ治癒しても社会に帰ることを許さない、という政策を取った。ハンセン病患者を療養所に閉じ込めて絶滅させるというこの政策こそが、今日のハンセン病問題すべての根源である。この枠組みの根拠となったのが次の3つの法律である。『癩予防二関スル件(1907年、明治40年)』、旧『癩予防法(1931年、昭和6年)』、新『らい予防法(1953年、昭和28年)』。この3つの法律により、ハンセン病は恐ろしく危険な病気であるという誤解が定着した。ハンセン病は、らい菌によって起る慢性感染症である。1873年にノルウェーの医師ハンセンが、らい菌を発見したことからこの呼び名が付けられた。病原性は弱く、薬によって治療が可能。現在はインドやブラジルなど比較的貧しい国に患者が多い。ハンセン病患者が、昔から差別を受けてきたのは、顔や手足など目につきやすい部分に変形や機能障害が残ったためである。本作では、その強制隔離の実態を、患者の証言や国立療養所の様子などから記録してゆく。(映画製作者談より抜粋)

日時：2014年8月22日(金) 18:15開場 18:30開始
(上映時間 143分) ※上映会後に懇親会も予定しています

場所：すみだリバーサイドホール(ミニシアター)
(墨田区吾妻橋1-23-20 右下地図参照)

料金：会員 500円 非会員 1,000円

予約：PHCI事務局まで(訪問看護ステーションみけ内)

TEL：03-3626-2317

FAX：03-3626-2318

MAIL：info@phci.jp

ハンセン病と差別の歴史

古くから「呪われた」結果起きると考えられてきたハンセン病は、世界中のいたるところで差別を受けてきました。悲しいことにいろいろな宗教も「けがれ」としてきた歴史もあります。感染症だと解明され、治すことができるようになってもその差別・偏見は根強く残っている。それはこの国でも…。

